北上市告示乙第17号

北上市低入札価格調査取扱要領(平成25年北上市告示乙第54号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。 ただし、同日前に公告又は指名通知している建設工事及び建設コンサルタント業務については、なお従前の例による。

令和5年3月9日

北上市長 髙 橋 敏 彦

 改正前
 改正後

 (対象工事等)
 (対象工事等)

- 第2 低入札価格調査の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、北上市営建設工事等指名業者選定委員会規程(平成3年北上市訓令第24号)に規定する北上市営建設工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)が、必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (1) 競争入札に付する建設工事のうち、設計金額(消費税及 び地方消費税を含まない。以下同じ。)が<u>130万円</u>以上の もの。
- (2) 競争入札に付する工事に係る測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補 (質関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業 務」という。)のうち、設計金額が500万円以上のもの。
- 第3 契約担当者は、第2に掲げる対象工事等について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、契約の相手方

- 第2 低入札価格調査の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、北上市営建設工事等指名業者選定委員会規程(平成3年北上市訓令第24号)に規定する北上市営建設工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)が、必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - (1) 競争入札に付する建設工事のうち、設計金額(消費税及 び地方消費税を含まない。以下同じ。)が<u>1億円</u>以上のも の。
 - (2) 競争入札に付する工事に係る測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補 (質関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業 務」という。)のうち、設計金額が1千万円以上のもの。
- 第3 契約担当者は、第2に掲げる対象工事等について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、契約の相手方

となるべき者の入札金額が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。ただし、第2第1号に規定する建設工事で、設計額が1千万円未満のものは、調査基準価格を省略することができる。

(建設工事の失格基準価格)

- 第6 建設工事の失格基準価格は、<u>対象となる工事の設計金額</u> から算出される次の各号に揚げる額の合計額(千円未満は切 り捨てる)とする。
- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 (落札者等に対する通知)
- 第15 <u>第14</u>の規定により落札者を決定したときは、契約担当者 は直ちに当該落札者及び最低価格入札者で落札者とならなか った者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対し てその旨を通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

となるべき者の入札金額が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

(建設工事の失格基準価格)

第6 建設工事の失格基準価格は、<u>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者のうち、調査基準価格に100分の95を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときはこれを</u>切り捨てた額)とする。

(落札者等に対する通知)

第15 <u>第14第1項又は第3項</u>の規定により落札者を決定したときは、契約担当者は直ちに当該落札者及び最低価格入札者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。